（附　録）

(1) 従業者29人以下の事業所はこの工業用地調査票を記入する必要はありません。
(2) この調査は，統計報告調整法第4条第1項に基き行政管理庁長官の承認を得たものです。　(3) 個々の事業所についての調査内容は一切外部に発表しません。

秘	行政管理庁承認 No. 3 2 3 1 承認期限 昭和37年2月28日	工業用地調査	規模	産業	都道府県番号	市区町村番号	事業所番号	事業所名	事業所所在地
					○	○	●		

		4 用地目別取得内訳	区分	(イ) 田	(ロ) 宅地（埋立工場敷を含む。）	(ハ) 山林，原野	(ニ) 埋立地（埋立予定地を含む。）	(ホ) その他（塩田，河川敷その他）	(ヘ) 合計	5 工業用水
1 事業所敷地面積	m²	昭和35年	取得面積	m²	m²	m²	m²	m²	m²	(イ)淡水 m³/日
2 事業所建築面積	m²		取得価額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	うち回収水 m³/日
3 事業所延建築面積	m²	昭和36年	取得面積	m²	m²	m²	m²	m²	m²	(ロ)海水 m³/日
			取得価額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	(イ)，(ロ)の合計 m³/日

註：(1) 1坪＝3.3057m²　(2) m²とは平方メートルのことです。　(3) m³/日とは1日当りの立方メートルのことです。

工業用地調査について

1　調査の目的

この調査は，工業用地の実態を把握することによつて，工業用地確保および工業の適正配置を図るための基礎資料を得ることを目的とします。

2　記入注意

(1) 事業所敷地面積は，昭和36年12月31日現在において，事業所で使用（賃借を含む。）している敷地の全面積を記入して下さい。ただし，社宅および寄宿舎の敷地が生産設備等の敷地と道路，塀，柵等により明確に区別されている場合は，その社宅および寄宿舎の敷地は含めないで下さい。

(2) 事業所の建築面積および事業所の延建築面積は事業所敷地面積内にある全建築面積を記入して下さい。（調査時点は2(1)と同じです。）

(3) 昭和35年，36年中の用地取得の期間は1月1日から12月31日までの期間とします。
取得面積および取得価額は新たに工業用地として買入契約を締結したものについて記入して下さい。なお，取得価額は取得面積に対応する総取得価額を記入して下さい。また，地目は契約時の地目によつて区分して下さい。

(4) 工業用水は事業所内で使用される水のことをいい，事業所における従業者の入浴用，飲用その他雑用水は便宜上工業用水に含めます。
調査期間は昭和36年の1月1日から12月31日までとし，その期間内に事業所で使用した工業用水量の実績を淡水，海水別に「1日当りm³」の単位で記入し，淡水についてはそのうち回収水の使用量を別に記入して下さい。

(5) 淡水の内数である回収水は事業所内で一度使用した水を冷却塔，沈でん池，循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水の量を記入して下さい。なお，上記の回収水の施設を通さずに循環して使用しているものを回収水に含めて記入して下さい。

(6) 使用実績が明らかでない場合は，たとえばポンプの能力と運転時間等から換算して記入して下さい。